

議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人材育成担当

議案名

議案第49号 桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例案

趣旨・目的

現在、要綱により設置している「桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)について、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく桐生市の附属機関としての委員会とするため、新たに条例を制定しようとするものです。

概要

桐生市の生活保護業務の適正化について必要な事項を検証するため、現在、第三者委員会を要綱により設置しておりますが、条例に基づき設置する委員会に改めようとするものです。

《主な内容》

◎所掌事務

- ・不適切事案の原因の究明に関すること。
- ・今後の生活保護に関する事務執行のあり方に関すること。
- ・再発防止策に関すること。
- ・不適切事案以外の桐生市の生活保護業務の執行に関すること。
- ・その他委員会が必要と認める事項

◎組織及び委員の任期

- ・委員は4人以内とし市長が委嘱します。(弁護士、学識経験者、行政経験者、社会福祉士)
- ・委員の任期は、委嘱の日から所掌事務が完了するまでとします。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、その原因究明と再発防止の徹底を図ること及び桐生市の生活保護業務の執行全般について検証を行うことを目的に第三者委員会を設置しました。

速やかに委員会を組織するため、当初は要綱により設置し委員会を開催いたしましたが、今後、委員会の中で個人情報扱うことが想定されることから、新たに条例を制定し、委員会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関とするものです。